

第11回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成24年7月20日(金) 午後3時30分～午後5時30分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「海鷗」

3 出席者

(1) 委員

稲垣総一郎委員、鶴澤富士夫委員、岡村裕之委員、清水佳寿子委員、
多賀谷一照委員、中曾根玲子委員、横山百合子委員

(2) 事務局

平賀総務局長、大木総務部長、若菜政策法務課長、高田市政情報室長、
田中政策法務課主査、大槻政策法務課主任主事

(3) 実施機関（保健福祉局高齢障害部高齢福祉課）

柴田高齢福祉課長、鈴木高齢福祉課係長、野中高齢福祉課主任主事

関係者（消防局指令課）

宍倉指令課長、野崎指令課主幹

4 議 事

(1) 会長及び副会長の選任

(2) 千葉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問

(3) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1項の規定に基づく諮問

5 報 告

平成23年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

6 その他

7 会議経過

(若菜政策法務課長) 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから第11回千葉県情報公開・個人情報保護審議会を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行をさせていただきます政策法務課長の若菜でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日の会議は、事前にお知らせしておりますとおり公開する会議としておりますので、御了承ください。なお、傍聴される方は、お渡ししております傍聴要領に従って傍聴するようお願いいたします。

さて、本日は、本年4月1日付けで委員をお願いいたしました皆様によります初めての審議会でございます。これから2年間、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、委員の皆様並びに事務局職員を紹介させていただきます。

初めに委員の皆様へ、向かって左側から順に御紹介させていただきます。

稲垣総一郎委員でございます。

鶴澤富士夫委員でございます。

岡村裕之委員でございます。

清水佳寿子委員でございます。

多賀谷一照委員でございます。

中曽根玲子委員でございます。

横山百合子委員でございます。

なお、小川委員、木村委員、國松委員におかれましては、本日、所用のために欠席でございます。

次に、事務局職員を御紹介させていただきます。

平賀総務局長でございます。

大木総務部長でございます。

高田市政情報室長でございます。

田中主査でございます。

大槻主任主事でございます。

以上でございます。

ここで、平賀総務局長よりごあいさつ申し上げます。

(平賀総務局長) 平賀でございます。どうぞよろしく願いいたします。

審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を、本日御出席を賜りましてまことにありがとうございます。ただいま司会からも御紹介がございましたように、4月の改選に際しましては、皆様から快くお引き受けをいただいたこと、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

本審議会は、千葉市におきます情報公開並びに個人情報に関します重要な事項の審議を行うために、平成17年に開設いたしました。本年で5期目を迎え、きょうは11回を数えてまいりました。この間、おかげさまで審議会からの御意見や御指導のもと、本市の情報公開並びに個人情報の保護に関します各種施策は確実に進歩しまして、そして充実を図ることができたというふうに考えております。

現在では、国会におきまして、将来の日本の、ある意味では社会の仕組みすら変えるかもしれない、いわゆるマイナンバー法案が上程をされるなど、審議入りはいたしておりませんが、今後、個人情報はじめとする情報の取り扱い方が重要な課題となることは間違いございません。本審議会のお役目、また役割もますます重要なものとなるものと考えております。ぜひとも皆様方からのお力添えを賜りまして、本市の今後の発展を支えていただきたいというふうに考える次第でございます。

本日は、2本の案件がございますけれども、いずれも千葉市民並びに市政運営にとりまして大変重要でありまして、不可欠な課題でございます。どうか委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、どうぞ忌憚のない御意見、また御指導を賜りますれば幸いです。

甚だまとまりませんが、開会に当たりましての私からのあいさつとさせていただきます。これからも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(若菜政策法務課長) 続きまして、本日の会議資料につきまして、事務局から御説明申し上げます。

(高田市政情報室長) 市政情報室長の高田でございます。

それでは、資料につきまして説明をさせていただきます。失礼して、着席して説明をさせていただきます。

それでは、まず会議次第を御覧いただけますでしょうか。まず、本日は、こちらに記載してございますとおり議事が3件、報告が1件でございます。

次第の次に席次表がございまして、その続きといたしまして、配付資料はインデックスがはってございますが、資料1から資料5まで、5種類ございます。次第の下に重ねてございます。

それでは、会議次第に戻っていただきまして、まず、議事の1といたしまして、会長及び副会長の選任でございます。こちらにつきましては、新しい委員の皆様による初めての審議会でございますので、委員皆様の互選によりまして、会長及び副会長を選任していただくもので、資料1は委員名簿となっております。

また次第に戻っていただきまして、議事の2でございますけれども、こちらは、千葉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問でございます。これは電子計算機処理に係る災害時要援護者名簿に係る個人情報を、条例第8条第1項第5号の規定によりまして目的外提供する案件でございます。資料といたしましては、インデックスの資料2というものでございますけれども、こちらの資料2の、1枚めくっていただきまして2ページ目がございまして、その次が資料のそれぞれの目次ということで記載がございまして、資料2-1から資料2-12まで、それぞれ右肩のほうに、資料2-1、2-2というふうに記載してございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、また次第に戻っていただきまして、今度は議事の3でございます。こちらは、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1項の規定に基づく諮問でございます。こちらは個人情報の保護に関する重要事項につきまして、市長の諮問に応じて審議していただくもので、継続審議となっております「死者に関する情報の取り扱いについて」の案件でございます。資料といたしましては、インデックスで資料3となっておりますけれども、この1ページ目が諮問書でございまして、2ページ目から3ページ目、こちらが基準の案というふうになってございます。

続きまして、そのほか資料の3-1、3-2、3-3ということで資料がついておりますので、よろしく願いいたします。

最後、報告案件でございますけれども、こちらにつきましては平成23年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告に関して、千葉市公報の抜粋が資料の4となっております。委員の皆様方にお配りしてございますけれども、冊子としてまとめたものが報告書となっております。こちらが資料の5という形になってございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(若菜政策法務課長) この後、議事に入ることになりますが、会長及び副会長の選任までの間、総務局長が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議の終了時刻でございますが、午後5時30分を予定させていただいております。そのため、議事1については10分程度、議事2、3についてはそれぞれ30分から40分程度、また、運用状況の報告につきましては20分程度を目安に進行をお願いしたいと存じますので、よろしく御協力お願いいたします。

(平賀総務局長) それでは、会長及び副会長が選任されるまでの間、仮議長を私、平賀が務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

まず、会議の定足数でございますが、本日は半数以上の委員の皆様方に御出席をいただいておりますので、千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

議事(1) 会長及び副会長の選任

(平賀総務局長) それでは、議事に従いまして進めてまいります。

議事の1でございます。会長及び副会長の選任でございます。審議会設置条例第5条第2項の規定によりまして、委員の皆様のご互選で会長及び副会長を選出していただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(多賀谷委員) まだ申しわけないですけども、できれば、前期に引き続いて稲垣委員に会長を、そして中曽根委員に副会長をお願いしたいと思っておりますけれども、皆様、どうでしょうか。

(異議なし)

(平賀総務局長) ありがとうございます。それでは、異議がないということで、ただいま多賀谷委員さんから御提案のありました件でございます。稲垣委員さんに会長を、そして中曽根委員さんに副会長をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが席の御移動をお願いしたいと思います。

それでは、早速でございますが、稲垣会長さん、また中曽根副会長さんからごあいさつをちょうだいしたいと思います。

まず、稲垣会長さん、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

(稲垣会長) ただいま会長に選任いただきました稲垣でございます。前期に引き続き務

めさせていただきたいと思っております。

議事進行についてはなかなか慣れないので、皆様に御迷惑をおかけしてございますけれども、専門的なことについては、多賀谷先生を初め大学の先生方、一般的な立場からそのほかの先生方の御意見を参酌しながら、また事務局の助けを借りながら議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(平賀総務局長) ありがとうございます。

続きまして中曽根副会長さんに、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

(中曽根副会長) 副会長になりました、中曽根と申します。よろしくお願いいたします。

微力ですが、前年度に引き続きまして務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(平賀総務局長) ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、稲垣会長さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議事(2) 千葉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問

(稲垣会長) では、議事に入りたいと思います。

議事の2といたしまして、「千葉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問」を議題といたします。

事務局に御説明をお願いできますか。

(田中主査) それでは、まず、事務局から説明させていただきます。席に座って説明させていただきます。

それでは、本日の諮問の趣旨につきまして御説明申し上げます。

本日、お手元に配付させていただいております冊子、4冊ございますけれども、そのうち青の附せんがついているものを御覧いただきたいと思います。そして、その青の附せんのページをお開きいただきたいと思います。49ページでございます。よろしいでしょうか。

こちらは個人情報保護条例第8条第1項、目的外の利用又は提供の制限に関する規定でございます。読み上げさせていただきますと、「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、

この限りでない。」とございます。

そして、5号のところを御覧いただきたいと存じますが、「国等に提供する場合であつて、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。」とございます。本件は、高齢福祉課において保有する災害時要援護者名簿の情報を「千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会」に提供するものであることから、第5号に該当いたします。

続きまして、黄色の附せんを付してある61ページを御覧いただきたいと存じます。

61ページ、こちらは第10条第2項、電子計算機処理に係る個人情報の国等への提供の制限に関する規定でございます。読み上げさせていただきますと、「実施機関は、電子計算機処理に係る個人情報を、第8条第1項第5号の規定により国等に提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。」とございます。本案件は、災害時要援護者情報を電子データで提供する必要があることから、あらかじめ審議会に諮問し、必要に応じ意見をちょうだいするというものでございます。

なお、今回は、実施機関のほかに、提供先の団体から2名の方に関係者として出席していただいております。

それでは、諮問の内容について、実施機関及び関係者の方で説明をお願いいたします。

(柴田高齢福祉課長) 保健福祉局高齢障害部高齢福祉課長の柴田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。失礼いたしまして、座って御説明させていただきます。

資料につきましては、インデックスのついた資料の2になります。資料の説明に入ります前に少しだけ経緯を説明させていただければと思います。

今回、諮問させていただく案件につきましては、災害時要援護者名簿を電子データで千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会へ提供するものでございますが、これまでも、この名簿につきましては、集約された要援護者情報を千葉市消防局へ提供はしておりました。消防局では、この要援護者情報を指令管制システムに取り込みまして、火災とか風水害等の災害時に、また、災害地点からの一定範囲の要援護者を指令管理システムの地図表示画面に表示いたしまして、現場の隊員に指示を出すことで要援護者の安全を確保することや、緊急出動時において初期対応の迅速化のために活用していたところでございます。これが平成23年4月に、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会が設置されまして、平成24年11月から、ちば消防共同指令センターへ指令業

務が移管されることになりました。このことにつきまして、これまで消防局に渡していたものでございますが、今度はこういう合同の協議会のほうへ提出することになりますので、こちらのほうに、審議会へ御意見をいただくという形になりました。

それでは、説明をさせていただきます。資料2の2ページをお願いいたします。資料2の2ページでございますけれども、諮問書でございます、災害時要援護者名簿の提供についてでございます。

まず1でございます。1の個人情報を取り扱う事務の名称及び目的でございますが、事務の名称は、申しわけございません、その前に、今、お手元にある資料につきまして、委員さんにお送りさせていただいたものと少し、訂正をさせていただいているところがございます。具体的には、今御覧いただいている資料2の2ページの6で、提供を行う理由のところでございます。この2行目に、「救急出動時に初期対応を迅速に行うこと」と書いてございますが、ここの部分が追加されております。それと7、提供の条件の(1)の1行目でございますけれども、「及び救急時における初期対応の迅速化を」というところが追加されておりますので、御確認のほうをよろしくお願いいたします。

それでは戻りまして、申しわけございません。1番のほうで、個人情報を取り扱う事務の名称及び目的についてですが、事務の名称は災害時要援護者名簿システムの作成事務でございます。

事務の目的は、大規模災害発生時に、災害時要援護者の安否確認、避難支援を行うために活用するため、名簿を作成しているものでございます。

続いて、2の個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称は、保健福祉局高齢障害部高齢福祉課でございます。

3の提供する個人情報の対象者の範囲につきましては、まずは、その名簿そのものの概要を資料2-1、2-2、2-3を使って説明させていただきますが、申しわけございません、ページを2枚めくっていただきまして、右上のほうに資料2-1と書いてある資料をお願いいたします。資料2-1でございます。災害時要援護者名簿の概要と書いてございます。

名簿掲載対象者につきましては、地震などの大規模災害時に、身を守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々のこととしております。こちらのほうに具体的な級等は書いてございますが、身体障害者手帳・療育手帳所持者の方、介護保険の要介護認定者の方、精神障害者保健福祉手帳所持者の方のうちで、比較的重度

の方々と一人暮らし高齢者の65歳以上の方となります。なお、資料には、一人暮らし高齢者の方のうち、高齢者実態調査における身体状況区分1・2・3とございますけれども、これは、今、(5)のところでございますが、この区分1の方はほぼ自立している方、3については、ほとんど寝たきりの方、2についてはその中間の方となっております。

申しわけございません。もう1ページめくっていただきまして、資料2-2の災害時要援護者名簿様式というものでございます。名簿には、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、障害の種別や要介護度などの要援護者情報や宛名番号を掲載しております。名簿掲載対象者が未成年の場合には、その保護者の氏名、住所、宛名番号も掲載しております。

申しわけございません。もう1ページめくっていただきまして、次に、資料2-3の災害時要援護者名簿作成及び提供のイメージ図でございます。名簿を作成するに当たりまして、該当者を市の高齢福祉課、介護保険課、障害者自立支援課が保有いたします既存のデータベースから、四半期ごとに抽出しております。抽出作業は市情報システム課で行いまして、高齢福祉課・防災対策課保管用として紙ベースで出力しているところでございます。

以上が、災害時要援護者名簿の概要となります。

すみません、もう一度資料2の2ページにお戻りいただけますでしょうか。資料2の2ページでございます。お戻りいただきまして、4番の個人情報の提供先についてでございます。これは千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会でございます。

続きまして、5の提供する個人情報の項目についてでございますが、氏名、性別、生年月日、住所、把握している場合は電話番号、要援護者情報、宛名番号や、名簿掲載対象者が未成年の場合は、その保護者の氏名、住所、宛名番号もあわせて提供いたします。

6の提供を行う理由についてでございますが、指令センターでは、火災等の災害時に要援護者の逃げおくれを防止し、安全を確保すること及び救急出動時に初期対応を迅速に行うことを目的といたしまして、発生地点から一定範囲の要援護者を指令管制システムの地図表示画面に表示いたします。そして、現場の対応に指揮を出す消防指令事務を実施することとしております。要援護者の情報が集約された名簿は、この事務の目的の達成に必要不可欠であります。また、名簿は当市のみが保有するものでありまして、消防指令事務の目的を達成するためには、名簿を活用するほかに手段はないものでございます。

続きまして、7の提供の条件についてでございますが、(1)の要援護者の安全確保及び救急時における初期対応の迅速化を目的といたしまして、指令センターから出動部隊へ、発生現場付近の要援護者の情報を提供すること以外に個人情報を使用しないこと、(2)

といたしまして、提供する個人情報の取り扱いは、指令センター業務に従事するもの及び出動部隊に従事するものに限られること、(3)といたしまして、提供した個人情報の再提供は行わないこと、(4)といたしまして、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をとること、(5)といたしまして、個人情報保護に関する責任体制整備、個人情報取扱者の研修を実施することを条件といたします。

8の個人情報の保護措置については、協議会におきまして、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会個人情報管理規定を定めることとさせていただきます。

諮問書に沿いました説明は以上でございます。

なお、協議会への提供の方法につきましては、高齢福祉課で所有する名簿につきましては紙ベースでございますけれども、協議会にはCSV形式の電子データで提供させていただきます。市情報システム課から、名簿のCSVデータを記録しましたCD1枚を高齢福祉課が受け取りまして、それを協議会へ手渡しで提供させていただきます。これは、現在、消防局へ提供している流れと同じでございます。

続きまして、5枚めくっていただきまして、右上のほうに資料2-4と書いてあるものと資料2-5というところを御覧いただければと思います。こちらにつきましては、名簿の消防局への提供を平成20年9月から開始したことを記者発表したものでございます。その際に、その2-5でございますけれども、この情報提供につきまして、新聞にも報道されていることとさせていただきます。

以上で、災害時要援護者名簿につきましての説明を終わらせていただきます。

続きまして、提供を受けた災害時要援護者情報の消防活動上の利用につきまして、消防局警防部指令課の宍倉課長から説明させていただきます。よろしく願いいたします。

(宍倉指令課長) 消防局警防部指令課長の宍倉でございます。本日はよろしく願いします。着座にて説明させていただきます。

ただいま、高齢者福祉課長から、今回諮問させていただく案件の内容と、提供いただきます災害時要援護者名簿について御説明をいただきました。私からは、提供いただいた災害時要援護者情報の消防での利用方法について御説明させていただきます。

それでは、資料2-6をお開き願います。

災害時要援護者支援情報の活用のイメージ図を御覧ください。消防の指令業務ですけれども、市民から災害通報を受信し、どこで何が起こっているのかを聴取し、火災や救助が

必要な事故または救急などに対応できる消防隊や救急隊を、一番近い順番で編成し、出動の命令を行いながら、出動した消防隊や救急隊に、消防無線を活用して情報の伝達を行いながら活動の支援を行うものです。高齢福祉課から提供いただく災害時要援護者情報は、指令センターのシステムにあらかじめ情報を登録し、いざ災害が発生した場合、対象となる個人情報消防隊や救急隊に伝達し、活用しているものです。

例えば、火災が発生し、近隣に情報が登録された方が居住していた場合には、消防隊に、消防無線を活用し、災害時要援護者がいる旨を「丸弱」という隠語を使って情報伝達することにより、現場に到着した消防隊が要援護者の確認を行ったり、対象者を優先的に避難させる等により、有効な情報として活用しているものです。現状では、消防隊にこれらの情報を伝達する手段としては、消防無線を活用して音声で情報を伝えておりますが、指令業務を共同指令センターに移行した後は、この消防無線がアナログ方式からデジタル方式に変わりますので、秘匿性が確保されることとなり、個人情報の保護がより一層図られることとなります。

続きまして、ちば消防共同指令センターの運営母体となる千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会及びちば消防共同指令センターの概要につきまして、野崎室長から御説明いたします。

(野崎指令課主幹) 千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会準備室長の野崎でございます。本日はよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、協議会の概要について説明させていただきます。お手元の右肩に振ってございます資料2-7をお開きください。

千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会概要でございます。協議会は、千葉市を含む20の団体により、平成23年4月1日に協議会の組織を設立いたしました。協議会の目的でございますけれども、指令業務の運用を千葉市消防局単独ではなく、20の団体で共同処理することにより効率的な業務処理を可能とするものです。3の構成団体でございますけれども、資料のとおり、千葉市を含む20の団体で構成されております。4の協議会の公的設置根拠でございますが、地方自治法第252条の2第1項によるものです。この所在地でございますけれども、現状の千葉市消防局の中に、ちば消防共同指令センターの施設を設置するものでございます。6の従事職員でございますけれども、協議会を構成する20の団体から、それぞれ職員を推薦し、共同指令センターで指令業務に従事することとなります。

次に、1枚めくっていただきまして、資料2-8、ちば消防共同指令センターイメージの図を御覧ください。火災や救急の119番通報があった場合、共同指令センターで内容を聴取し、各消防本部の消防車や救急車に対し出動の命令を行うイメージを示したものです。基本的には、各消防本部の指令センターが共同となっただけで、市町村の受け持つ区域に出動するルールは現状と変わりありません。

もう1枚めくっていただきまして、資料2-9を御覧ください。これは千葉県地図でございませけれども、千葉県が策定いたしました共同指令センターを整備する計画では、千葉県内を二つのブロックに分けまして、それぞれ共同指令センターを、1カ所は千葉市、もう1カ所は松戸市に設置する計画となっております。共同指令センターを運用する方式としては、千葉市、松戸市、この二つの共同指令センターともに協議会を設置し、運用することとしております。

次に、協議会設置の参考として、次の資料2-10、地方自治法の抜粋をつけさせていただきます。協議会の設置は、地方自治法第252条の2に示されておりますが、協議会の規約を定めることと、議会の議決が必要なこと、さらに、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県知事に届け出ることが定められておりますことから、それぞれ20の構成団体におきまして議会の議決のもと、法律に定める手続を経て協議会を設置したものでございます。協議会の規約は、その次の資料2-11に参考としてつけさせていただきます。

そのほか、資料2-10の、下のページが3ページと振ってあるところを御覧ください。中段でございませけれども、地方自治法第252条の5でございませ。ここには協議会の事務の管理及び執行の効力が示されておまして、協議会が管理及び執行したものは、構成する団体が管理及び執行したのものとして効力を有するとなっております。これらに基づきまして、協議会を共同の執務機関として位置づけまして、災害時要援護者などの情報を共同指令センターに提供し、消防隊や救急隊が円滑な活動が図れるよう運用する予定でございませ。

そのほか、要援護者情報は共同指令センターの職員が使用し、消防隊や救急隊に提供するものでございませけれども、これらの情報は、災害や救急以外に使用することはありません。また、共同指令センターへの入室はセキュリティー対策が施されまして、他の職員の入室はできない仕組みとなります。

ページをめくっていただきまして、右肩に資料2-12と書いてある、2枚ほどめくっ

ていただきまして、資料2-12と書いてあるところを御覧ください。協議会へ提供される個人情報、それぞれの団体の定めた個人情報に関する条例や規則などの適用を受けるものでありますけれども、そのほか、協議会としても個人情報の保護を図る目的で、この資料にございます千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会の個人情報管理規程を定めまして、個人情報の適切な管理を行うことと提供の制限、さらに責任体制の明確化とあわせ職員の責務を定めております。そのほか、協議会では、共同指令センターで業務に従事する職員に対して、個人情報取り扱いに関する研修を行うこととしております。

説明のほうは以上でございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。事務局の説明は全部これで終わりということですか。

(高田市政情報室長) はい。

(稲垣会長) ありがとうございます。では、今の御説明をお聞きして審議に入りたいと思います。皆さん、御質問されたいことがあれば。これはどういう意味ですかとか。

(岡村委員) 資料2-1の名簿掲載対象者の(5)の中に、身体状況区分、1、2、3の方と書いてありますね。それと、ページ2の名簿の提供についての3の(5)これは「身体状況3の方」と書いてあります。これは何か意味があるのですか。

(柴田高齢福祉課長) 申しわけございません。ちょっとこちらのほうの説明不足でございましたが、本来、名簿のほうの登載は、先ほど言いました身体状況の1、2、3と区分がなされております。今回、その中で消防に提供する部分につきましては、その中の一番重い方、ほぼ寝たきりの方の情報のみ提供させていただきますので、ここの部分については、先ほど、御説明しました名簿と一部変わっております。実際に提供されるものにつきましては、こちらの、今2ページでございますね、災害時要援護者名簿の提供についてと書いてあります、3の範囲のものを提供させていただきます。

(稲垣会長) 名簿は1、2、3を全部つくるけれども、提供するのは3だけであると。

(柴田高齢福祉課長) はい、そのとおりでございます。

(稲垣会長) 1の人は、ほとんど自分でできるという御説明でしたね。

(柴田高齢福祉課長) はい、そのとおりでございます。

(稲垣会長) そういうことで、よろしいですか。

説明でわかりにくかった点があれば。

(多賀谷委員) なかなか、いろいろな論点がありそうなのですが、まず確認をしておきたいのは、このセンターは協議会に基づいて設置されるわけですが、センターそのものは、千葉市が設置する、千葉市の施設であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

(野崎指令課主幹) 設置場所は、現状の千葉市消防局の7階のフロアを使わせていただきます。現在、119番センターで使う設備を、20の団体に費用を出し合いまして設備を構築中でございます。ですので、その設備自体はみんなの共通の持ち物という形になると思います。

(多賀谷委員) ハードとしては共通で設置するという形になるんですか。

(野崎指令課主幹) はい、そうです。

(多賀谷委員) そうすると、その施設に当然、各消防組合あるいは消防本部のデータ、要するに、ほかの市町村のデータがハードの中に保存されるわけですが、それらは、それらの消防組合もしくは市町村が管理する個人情報であって、千葉市がそれを管理しているわけではないというふうに理解してよろしいでしょうか。

(野崎指令課主幹) 協議会の中で共同で管理するという形になります。

(多賀谷委員) その場合、共同で管理するという場合、やっぱりはっきりさせておかなければいけないと思うんですね。千葉市もそうですけれども、協議会に個人情報を提供することは千葉市の条例でも、要するに千葉市の外に提供するということでしょうか。それとも、千葉市の中にあるけれども、目的外に利用するということでしょうか。

(野崎指令課主幹) 今回は、この中で国等への情報の提供という位置づけでお諮りをお願いしている形になっております。

(多賀谷委員) 国等への提供。

(高田市政情報室長) 事務局でございます。個人情報の事務の手引きその1でございますけれども、こちらの49ページをお開きいただけますでしょうか。附せんをはっているところでございます。

(多賀谷委員) 国等の「等」で読むのですか。

(高田市政情報室長) はい、第8条第1項5号の、「国等に提供する場合であって」。この国等の根拠でございますけれども、ページを戻っていただきまして、37ページ、手引きの37ページ、第7条第2項収集先の制限の解釈がございますけれども、この第8号、(8)と書いてございますが、「国、独立行政法人など他の地方公共団体及び地方独立行

政法人またはこれらに準ずる団体（以下国等と言う）」、この国等というものが、この第8条第1項第5号における国等ということの定義になってございますので、この意味からして、国等に提供するということでございます。

（稲垣会長） 今日のテーマは、まず8条5号で該当するかどうかはまず第1であって、8条5号に該当するとしたら、次に電子データによる提供という、今日のテーマは2段階構えになっているわけですね、簡単に言うと。

（柴田高齢福祉課長） 結果的にはそのような形です。

（稲垣会長） そういう段階になっているわけね。

（柴田高齢福祉課長） はい。

（稲垣会長） 「国等に該当する」というのはさっきの条文であるわけですね。

すると、その必要不可欠とか何か、そこまで必要、議論しなきゃいけないということになるわけですね。

（柴田高齢福祉課長） はい。

（多賀谷委員） ということは、要するに、基本的に千葉市の外へ出ていってしまうという、そういう意味。それが国等ということですね。

（高田市政情報室長） はい、そういうことでございます。

（多賀谷委員） しかしそれは、あくまでも協議会の中で共同的に利用しているということで、その点では、このほかの消防組合、千葉市以外の消防組合の場合も同じ立場だというふうに理解してよろしいでしょうか。

（野崎指令課主幹） はい、同じでございます。

（多賀谷委員） 同じですね。それで、要するに、それらの消防組合は、別に、このセンターがたまたま千葉市の建物に設置されているけれども、千葉市に情報提供するのではなくて、そのセンターに情報提供すると。

（野崎指令課主幹） はい、センターを運営する協議会という組織に提供するという格好になります。

（稲垣会長） そういう理解で、諮問に入っているということですね。ですから、一番最初に御説明があった8条1項5号で、まずいいのかというのが前提ですね。それに当たらなかったら。

（多賀谷委員） まあ、そこまではまだ、ちょっと御質問したいことは幾つかありますので。

一つとして、この消防無線のシステムは複数の市町村にまたがっていますがけれども、その場合、先ほど多分、そういう趣旨だと思ってお聞きしたんですけれども、千葉市でどなたかが救急電話をかけて、119番にかかってきたときに、その方のデータはセンターを通じて、その千葉市の消防署に対して提供すると、それはいいわけですがけれども、例えば、千葉市と市原市の境界のところあたりで、市原市の消防署の消防車が出払っていて、千葉市の消防車が越境に行くということもあり得るわけですね。

その場合に、このデータが、例えば市原市の住民のデータが千葉市の消防車に対して提供されることはあり得るわけでしょうか。

(宍倉指令課長) そういうことはございません。基本的に、この指令センターを、今これ20の消防があるんですけれども、一つにしたほうが効果的だということでやるんですけれども、先生も御存じでしょうけれども。

それで、消防の業務そのものは従来と変わりません。基本的にその市境の部分は、ただ、例えば呼吸がとまっている患者さんが千葉市と市原市の間にいた場合に、近くの救急車がない場合は、お互いにそれは事前に了解して、応援協定という形で500メートルのところまではやろうということで、県民を助けることということでやるようにはなっているんですけれども、データ自体はそれぞれの市町村で扱いますので、千葉市のデータが市原に行くことは全くございません。

(多賀谷委員) データそのものは行かないでしょうけれども、実際には、じゃあ口頭で、その消防車に対して何か情報を教えるということはあるということですか。

(宍倉指令課長) そうですね、実際に指令センターで、その境でヒットしたときに出ますので、その情報は、千葉市何々とわかりますので、それを救急隊・消防隊に伝えるということがございます。

(稲垣会長) 今のあれですと、救命関係は500メートル以内で助け合うけれども、消防という、普通の火災の消火のためには、隣の市原市とか八千代市には行くのですか。

(宍倉指令課長) 基本的には通常は行きません。ただ、車両が少ない市町村もあるわけですから、災害出動で出動できる車両がない状況が、119番を受けている職員にはわかりますので、そういった場合は応援要請ということで、千葉県広域消防相互応援協定というのがございまして、出ることはございます。

(稲垣会長) 例外的に。

(宍倉指令課長) はい。

(稲垣会長) その場合には多賀谷さんがおっしゃったように、市原市に行った場合に、市原市の人のデータを千葉市に送るということですね。

(宍倉指令課長) いや、そういうことはございません。

(稲垣会長) 来ないのですか。

(宍倉指令課長) ええ、実際にそれは、市原市のほうで仮にそういうデータがあれば、それは市原市の災害ということで担当してもらいます。

(多賀谷委員) センターに市原市から派遣された方もいるということですか。

(宍倉指令課長) さようでございます。20の消防から、職員の、実際に今度76名という、その119番を受ける指令管制員が来るんですけど、それは消防の大小に応じて職員を派遣していただくと、そういうような流れになります。

(稲垣会長) 現実的なものでどういうふうに、運用自体がみなさんわからないということもあるから。

(清水委員) 質問させていただいて。先ほど、この図がありますね、システム地図表示というところですね。市民から受けた119番の通報を受けて、指令センターが、このベースになっている情報のCDとおっしゃいましたか、CDのデータをこちらのほうに入れて、システム的に地図表示ができるというシステムとしてお持ちに。

(宍倉指令課長) はい。

(清水委員) 司令官が、この表示画面を見て、ここに弱者マークというのがありますが、こちらが、ここをクリックすると、こちらにマークされている方の個人情報画面が表示されると。

(宍倉指令課長) はい。

(清水委員) その画面に表示されたものを実際の消防車なり、救急車なりに口頭でお伝えになるわけですか。

(宍倉指令課長) そうです。

(清水委員) 口頭でお伝えになるのですか。

(宍倉指令課長) そうです。例えば、今ここで言うマル災とありますけど、これが火災だとした場合には、この下のほうにマル弱とありますけれども、長洲一丁目のここに13号とありますけれども、こちらにそういう対象の方がいると、火災があっても、ちょっとこれは距離がありますけれども、仮に火災の真後ろにいた場合には、歩行できない患者さんがいるので安全を確保してくれとか、そういう内容を指示します。

(多賀谷委員) デジタル無線にしても、現場の消防車には、この種の画面が出て、そこにヒットして、そこでパッと出てくるというシステムにはしてないと理解してよろしいでしょうか。要するにスマートフォンみたいな画面にパッと出てきそうなものでしょうか。

(野崎指令課主幹) 今は出てないですけど、今整備している中には、マークが今度は見えるようになりますので、指示も出しますけれども、今おっしゃったように地図を見ながら、そこにということで指示が出ると、地図を確認しながら、優先的にその人を避難させるということができるように今度なります。

(多賀谷委員) 当面は保存したり転送はできないで、そこだけで見ることができるシステムに。

(野崎指令課主幹) ただ、千葉市の消防隊や救急隊は、千葉市の地図の中しか見える仕組みにならないので、例えば、先ほどおっしゃった市原へ応援に行くとか、あるいは市原の消防隊や救急隊が来たときには、その地図がないので、それは当然見えません。

(清水委員) すみません、今のところちょっと。システム整備が進むと、指令センターだけではなくて、個々の消防隊のほうからも検索表示ができるようになるのですか。

(野崎指令課主幹) 表示のマークが出ます。このマル弱、弱いという文字が。

(多賀谷委員) 要するにアップリンク、これができるか、それともダウンロードだけかということを知っているんだと思うんですけども。

(清水委員) はい。

(多賀谷委員) つまり消防のほうからですね、こちらに災害時要介護者やなんかはいないかということセンターに直接、消防車が直接聞いて、返ってくるという、そういうシステムになるかということです。双方向なのかということなんです。

(野崎指令課主幹) 地図にデータを持っていないんですけども、出動したときに、このボタンを押すと、高齢福祉課様からいただいた、名前とかは見えないんですけども、一部の情報が見えるようになります。

(多賀谷委員) ただ単にそのボタンを押すとそこで、GPSでその場所を特定して、そこに送るといふ、そういうふうに理解してよろしいですか。

(野崎指令課主幹) 送るのではなくて、消防車側から指令センターのサーバー側にデータをのぞきに行って返ってくる。表示して消えるという、そんなイメージです。

(多賀谷委員) その場合、のぞくときに、何らかの操作ができるのかということを知りたいんです、要するに、あそこを見たい、ここを見たいという感じで。

基本的にシステムとして、私は操作はできないだろうと思うんですけどね。例えば、のぞくときついでに、その場所ではなくて、隣の場所までも見たいというようなことができるかということです。

(野崎指令課主幹) そういう仕組みにはなっていません。

(稲垣会長) 当然、プリントアウトまではできないわけですね。

(野崎指令課主幹) できませんね。

(稲垣会長) 現場ではぱっと見たただけでは覚えられないから、なんとなくプリントアウトしたい気がしないでもないですが、それはできないと。

(清水委員) 今、写真を撮るとというのが大体普通だと思うんです。

(多賀谷委員) スマホで写真は撮れると、そういうことですよ。

(野崎指令課主幹) そういうこともやりません。

(清水委員) 現場の方は、それもやらないでということですね。

(野崎指令課主幹) はい。

(多賀谷委員) ここで本当は、一番問題になるのは消防機関ではなくて、そばに消防団がいるでしょうから、消防団の人たちにそういう端末を持たせると、やっぱり消防団は民間ですから問題になるんでしょうね。一応、消防団は持たないということによろしいのでしょうか。

(野崎指令課主幹) この機器自体が、消防側でしか使えないもので、非常に高価なものなので、消防団には配付する予定はないのです。

(多賀谷委員) 高価なものというか、それはポータブルではないと理解してよろしいのでしょうか。

(野崎指令課主幹) 固定で外せないです。

(多賀谷委員) 固定で、要するに消防車につけるということで。

(野崎指令課主幹) そうです。

(稲垣会長) 結局、スマートフォン等どんどんどんどん機器は発達するんでしょう。じゃあ、変わる都度、この審議会にかけられるわけにいかないでしょうから。

(多賀谷委員) これは要するに、公的機関の消防無線システムは余り変わらないんです。設備コストが莫大で、10年、20年単位でしか変わらなくて、すごく古いのしかないので、それはある意味で安心なんですけどね。

(稲垣会長) ある意味では、10年さきだと機器を変えるだけだと、もうこの審議会は

関係なくなっちゃうような話ですよ。

(多賀谷委員) でも将来的に、清水委員がおっしゃったように双方向ができるようになれば、それは恐らくそこで、この審議会で議論する話になると思います。

(稲垣会長) そうですね、そのときはこちらに、もう一回何とかしなさいと。

はい、ありがとうございました。

(多賀谷委員) そうしたらもう一つだけ、さっきのその規約じゃなくて、個人情報の一番最後のところで、個人情報管理規程というのがありますけれども、これも確認したいんですけれども。要するに、センターにある個人情報ですね、保管されている個人情報について、どの法規範が適用されるのかということですから。一応、この規約の10条とか12条を見ると、請求とか訂正というのはありますけれども、ただ、これはあくまでもその規定として請求、訂正等ができるということが書いてあるので、拒否されたからといって、審査会に来るといようなことはないんでしょうね。そういう仕組みにはなっていないと理解してよろしいんでしょうか。

(野崎指令課主幹) 協議会で保有する個人情報の法律の適用は、構成団体の条例規則はすべて適用されますので。

(多賀谷委員) でも、協議会契約の15条に「みなし」と書いてあるんですけれども。

(野崎指令課主幹) それは、その部分を想定して書いたものではなくて、協議会の中で、いわゆる指令センターを共同にしますので、その中の。

(多賀谷委員) ということは、要するに、あくまでもその千葉市の情報はセンターにあっても千葉市の個人情報保護条例が適用されると理解してよろしいですか。

(野崎指令課主幹) 千葉市は千葉市の条例が。

(多賀谷委員) それぞれの自治体の個人情報保護条例が適用されるということで。

(野崎指令課主幹) はい適用されるんですけど、先ほどその20の団体から職員が派遣されて、同じ執務場所で仕事をしますので、隣の団体の情報が、いわゆる見える環境下にありますので、そのために、協議会としてその中に、さらに個人情報の管理規程をもう一つ設けたわけですね。そういう形にしてあります。

(多賀谷委員) 要するに、それぞれの出身自治体の個人情報保護条例と、この個人情報管理規程が重複して適用されているという、そういうふうに理解してよろしいですか。

(野崎指令課主幹) はい。

(多賀谷委員) はい、わかりました。

(清水委員) 管理規程でもう一つお伺いします。資料 2-12 の 3 ページ目の一番下のほうに、個人情報利用提供報告書というものを作成して、報告しなければならないというふうにあります。これは、こういう状態になって、指令センターでこういう画面を表示したときに作成するものでしょうか。

(野崎指令課主幹) これは、もともとその消防隊、救急隊に渡すものはここで書いてあるものではなくて、共同の指令センターは別の提供の申し入れがあって、それを渡したときに、その構成する団体に対して、あなたのところの団体の情報をこういう理由で渡しましたという、ペーパーでのやりとりを想定して書いたものです。ですので、消防隊や救急隊や、火事や救急のときに使うものについて、使ったか使ってないかと、そういうことではないです。

(清水委員) では、そのアクセスの管理というのはされていないんですか。その一般的に災害とか火災のときに、指令センターのほうで、こちらの情報にアクセスする、しますよね、その管理というのは。

(野崎指令課主幹) アクセスは、その端末側から IP が持っておりまして、のぞける、千葉市なら千葉市の情報だけしか見ることができませんので、そこで管理されております。

(清水委員) アクセスログを消すとか、そういう機能もありますか。

(野崎指令課主幹) ログは、消す機能はないです。ただ、共同指令センター側でのログというのを一定期間保存する形をとりますので、調べようとすれば、それはできることになります。

(清水委員) こういう個人情報の役立て方というのは非常に大事なことで、提供については大事なことです。その提供を持続するためには、安全管理ということが裏づけになければ持続していきません。まずは、いわゆる広域災害の場合は別にして、通常火災等でのアクセスについての管理がどういうふうに行われているのか。アクセスの権限を持たれている方が少ないとは思いますが、電子処理をされますと、アクセスして消すというようなこともできますので、そこらあたりをどう管理されているのか、留意をしていただければと思います。

(多賀谷委員) アクセスして消すというのは何を消すんですか。

(清水委員) 例えば、入力を間違えて消すとかということもありますね、作業としてありませんか。

(野崎指令課主幹) それはできないです。ただ、見に行くだけです。つないで情報

を見に行っても終わるだけなので、具体的にデータのもとをいじることは、これはできないです。それは唯一、高齢福祉課さんからCD-Rでいただいて、メインのメンテナンス用のサーバー側に情報を入れて処理するという作業だけですので。これは消防隊や救急隊、共同指令センターのメンテナンスをやるところ以外からは、そのデータを具体的にいじったり改ざんしたりすることは一切できないです。

(多賀谷委員) インターネットみたいにCookie(クッキー)みたいなものが残るとか、そういうシステムはないと。

(野崎指令課主幹) そういうものじゃないです。

(岡村委員) 同じように管理規程の流れをずっと見ていきますと、今の安全管理もそうですけれども、だれか最後に監査をするとか、そういうチェックをするということが余り触れられていないんですけれども、その辺というのは、どういうふうに考えていますか。

(野崎指令課主幹) この共同の指令センターは、20の団体でセキュリティーの関係も各団体が持っておりますセキュリティーのルールで、監査もすべて入ることができます。

それと、今回は御提示していないのですが、個人情報の管理規程と同じようにセキュリティーの対策を今つくっておりますので、それについても内部で、協議会の中でも監査ができる仕組みを設けることになっております。

(稲垣会長) ほかに何か御質問があるかもしれませんが、質問。特に時間もないので、この部分については。

(鵜澤委員) よろしいですか。データをCSVで扱うということですが、セキュリティー上ですね、やはり万が一のときの、当然ガードしておかなくちゃいけないということもあるんじゃないかと思えますけれども、なんにしても、このデータを媒体に入れて、それをハード的に持って行って移すんだといったときに、そのデータが万が一どこかに紛失したといった場合のためのガードというのは、きちっとかかっているんですね。

(柴田高齢福祉課長) 現状、今までは、特に同じ機関の中でやっていたというところもあって、ちょっとガードはかけてなかったんですが、ちょっとその辺はかけるように、例えば暗証番号とかそういう形でかけるような形をちょっと考えさせていただきます。

(鵜澤委員) 大体データを扱うときは、必ずそのガードをかけるということが基本だと思いますので、ぜひそのところは対処をお願いしたいというふうに考えています。

(柴田高齢福祉課長) はい。

(多賀谷委員) 千葉市の場合は、同じ建物の中かもしれませんからいいですが、

ほかの市町村のところから持ってくるわけですね。郵送か人が持ってくるかわからないけれども、そのときはやっぱり何らかの形で暗号化、簡単なものでも暗号化しておいたほうが当然でしょう。落としたり、そこでとんでもないことになりますから。

(清水委員) あと、時間のないところを済みません。それで、提供される側の方は、こういう仕組みがあるということをお存じなのでしょうか。例えば、障害者手帳をお持ちとか、そういったところは特には把握されていない。

(柴田高齢福祉課長) 御本人がということでしょうか。

(清水委員) はい、こういう災害時には、こういうふうに分の情報が表示されて、というようなことを。

(柴田高齢福祉課長) 一人一人に対して、この話はもちろんしているわけではございませんが、これは記者発表等を通じて、当然、こういうデータを渡していますということは公にさせていただいておりますので。

(清水委員) 報道レベルということですか。

(柴田高齢福祉課長) そうですね、個人ごとの御了解という形は。

(清水委員) 広報でも、こういうことについては取り上げていらっしゃる。

(柴田高齢福祉課長) 広報、市政だより等ではやってはいないのですが、今回、新聞報道という形で、もっと広い形で発表は、先ほどちょっとございましたように、させていただいておりますので。もともと千葉市が持っている情報を、今まで千葉市の同じ部局へお渡ししていたということがございますけれども。それと同等のところへ今回もお渡しするというごことございまして。特に本人自体から、その提供について、御了解とかはいただいているわけではないわけでございます。

(清水委員) 了解をいただくということは必要でないかと思うんですが、こういう仕組みがある、役に立っているということは、理解というか、そういう仕組みがあるということを知っておいていただいたほうが、よりよい提供というか運用環境ができるんじゃないかと思いますが。

(岡村委員) どこかに公表するような、必ずしも同意をとる必要はないんですけども、公表してとかそういう手段が。

(高田市政情報室長) 事務局でございますけれども、よろしいですか。今のことでございますが、個人情報の取扱いの届出というものが出ておまして、こちら、いわゆる災害時要援護者名簿システム作成事務という届出が出ております。

こちらにつきましては、市政情報室のほうで閲覧ができるとともに、市のホームページのほうでも、こちらの個人情報の目録という形で、一般市民の方から見えるような形で公表させていただいているところでございます。

(稲垣会長) 先ほどの介護認定とかいろいろな手続があるから本当はその都度、これはこういうような介護認定した場合に、「あなたは緊急の場合に困るから、こういうところにも届けたりしますよ」と、ついでにでも、文書に入れておいたらいいんでしょうね。必ず接点はあるわけですね、税金と違うから。

税金なんかの場合は、出していますよというふうに一々、納税者に、個別にやっていたらと思うんですけども、これは、いつも介護認定とか年中やっていますもんね。

(柴田高齢福祉課長) 認定につきましては、例えば6カ月に1回とか1年に1回とか、そういう形で認定をとってはおりますので、そういう中に、ちょっと一言加えるということは可能かもしれませんが、ちょっとそれだけでは、例えば障害者の方とか、またお一人暮らしの方というのは、そういうものもちょっとございませぬので。なかなか、これをやって、これをやらないということもなかなか難しいかなど。

ただ、それより、例えば市政だよりとかホームページを通じて、今こういうことをまた新たに始めましたとか、そういう形であれば、課のホームページとかも使いながらやれるとは思いますが。

(多賀谷委員) 答申に、「できるだけ周知に努めるものとする」ということを入れるぐらいですね。

(稲垣会長) そういうことですね、できる限り、それを載せるということですね。

(柴田高齢福祉課長) そういうような形であればできると思います。

(多賀谷委員) 一言だけ余計なことを言いますが、これ、民間の場合にはアウトという仕組みがあるわけですが、この場合に、要介護者であるんだけど、自分の身は自分で守ると。だから、この画面に載せないでくれということは、できないと理解してよろしいんでしょうか。

(柴田高齢福祉課長) 現状では、そうですね。

(多賀谷委員) できないですね。個人的に「削除してくれ」といっても削除はできないですね。

(柴田高齢福祉課長) ここに該当している方については、今、全員の方の名簿になっております。

(稲垣会長) ということですが、御質問、かなり御意見等も両方いろいろと出ているんですがほかに。御意見という点では何か。大体、質問と意見を混合して。

(多賀谷委員) 一番最後の付帯意見ぐらいつけて答申されるといいんじゃないでしょうか。

(稲垣会長) そういうことでよろしいでしょうかね。

そうすると、基本的には、これは了承するという事。ただし、今のいろいろ御意見があったのを。例えば今多賀谷先生がおっしゃったように「できるだけ周知に努めるものとする」とかというところを案につけ加える。

(多賀谷委員) あとは会長さんに任せます。

(稲垣会長) あとは事務局と相談して、もうちょっとセキュリティーについても今のお話いろいろあった点とか、そういうのを。

事務局で一応、案はありますか。

(田中主査) そうですね、一応、今の付帯意見はついていませんけれども。

(稲垣会長) それはあとから足すことにして。

(田中主査) 一応、認める旨の案はつくっております。

(稲垣会長) この基本的な案を御覧いただいて、それにつけ加えるという形にいたします。

(高田市政情報室長) では、事務局のほうで読み上げさせていただきます。

(稲垣会長) はい、どうぞ。

(高田市政情報室長) 2の諮問に対する意見でございますけれども、千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号)第8条第1項第5号及び第10条第2項の規定に照らし、慎重に審議した結果、電子計算機処理に係る災害時要援護者名簿に記載されている個人情報を、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会へ提供することは公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。

以上でございます。

(稲垣会長) 今のお話ですと、「講じられていると認められる」と、ここのところですね。御心配があったので。

(多賀谷委員) 例えば、「公益上の必要があると認められる」と、「なお、個人情報の保護に関しては、搭載される個人の方々への周知広報に努め、また、情報のセキュリティ

一に十分配慮する等、個人情報の保護に関し必要な措置を講じられたい」と、そんなような文書でよろしいですね。

(稲垣会長) そうですね。もうほとんどというか全部、今おっしゃられたとおりで、完成しているようなお話をいただいた。そういう内容で、言い回しは事務局と私のほうで修正をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) ありがとうございます。じゃあ、そういうことで、そのとおり答申をします。答申書を少し修正して。

(実施機関 退室)

議事(3) 千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

(稲垣会長) 次の議題に入りたいと思います。

では、議事(3)に入りたいと思います。「千葉県情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問」を議題といたします。この案件は一昨年から審議しておりました死者に関する情報について事務局で取扱基準を作成されたということで、これについての諮問ということです。

事務局のほうから御説明をお願いします。

(高田市政情報室長) それでは、「千葉県死者に関する情報の開示請求取扱基準【案】」につきまして、御説明をさせていただきます。失礼して、着席して説明させていただきます。

先ほど、会長さんのほうからお話ございましたけれども、この「死者に関する情報の取扱い」につきましては、議事案件として、正式に諮問はしておりませんが、一昨年の第9回及び昨年の第10回審議会から、継続審議となっている案件でございます。

これまでの委員の皆様方の審議などを踏まえまして、事務局で運用基準案を作成いたしましたので、今回、正式に諮問をし、御審議をお願いするものでございます。

それではまず、基準について御説明をする前に、今回、新しく御就任された委員さんもおられますので、改めまして、諮問に至るこれまでの経緯などについて、資料の3-1「死者に関する情報の取扱いについて」により説明をさせていただきます。

資料のほうでございますが、資料3のインデックスがはってあるページをめくっていた

できますと、この基準の案がございまして、さらに1枚めくっていただきますと、右肩に資料3-1と記載してございますので、よろしく願いいたします。

初めに、上段の枠で囲ってある記載部分でございましてけれども、死者に関する情報の取り扱いについての本市の現状と課題を記載してございます。

本市の個人情報保護条例では、「個人情報」を「生存する個人に関する情報」と定義する一方、情報公開条例では、原則不開示とされます「個人に関する情報」には、死亡した個人の情報も含まれるなど、両条例におけます「個人情報」は、必ずしも同一のものではなく、いずれの条例による開示請求があっても、死者に関する情報は原則として開示はされません。このため、本市が保有する死者に関する情報につきまして、開示、提供を求められた場合、両条例の趣旨を踏まえながら、実施機関が個別に判断しておりまして、案件によりましては、その判断に苦慮することもあるという、そのような現状、課題がございまして。

次に、「1 死者の情報のとらえ方」でございましてけれども、個人情報保護条例では、その第2条におきまして、個人情報とは、「生存する個人に関する情報」と定義しており、このことから、死者である亡くなった方の情報は条例上では対象外となっております。ただし、【解釈】と記載されておりますけれども、死者に関する情報から、血縁者などの生存する特定の個人が識別される場合などは血縁者等自身の個人情報ともなるとしているところでございます。

一方、情報公開条例に基づき、公文書開示請求があった場合でございまして、開示義務が発生いたしますけれども、条例第7条第2号の規定によりまして、その例外として個人に関する情報、特定の個人を識別することができる情報については不開示となっております。運用によって、「個人に関する情報」のこの「個人」に関しましては、死亡した個人も含まれるということになってございます。こういったとらえ方に違いがあるということでございます。

続きまして、「2 本市の現状」でございましてけれども、死者に関する情報について実際にあった二つの対応例を御紹介してございます。

1番目が、遺族にも開示請求権を認めた事例でございまして、要介護認定された亡父に係る要介護状態の区分を審査するための書類について、相続人から開示請求があり、部分開示決定を行ったものでございまして、もう一つは遺族の情報でもあるとまでは言えずに、情報提供により対応した事例でございまして。このように、死者の情報の取り扱いにつきま

しては、実数といたしましては多くはないのでございますけれども、ケース・バイ・ケースで個別に判断しているという現状でございます。

次に、裏面の2ページをお願いいたします。

「3 政令指定都市及び東京都の状況」でございますけれども、まず(1) 条例における個人情報の定義について、各都市において個人情報がどのように定義されているのか、その状況を整理したものでございます。

まず、個人情報に、死者の情報を含めずに、国のほうの個人情報保護法や、行政機関個人情報保護法と同様に、「生存する個人に関する情報」と定義しております市は札幌市など、本市を含めまして6市及び東京都となっております。一方、生死を問わずに「個人に関する情報」としている市は、仙台市など14市となっております。

次に、(2) 死者に関する情報の開示請求についての取扱いでございますが、各市の事例を三つの類型に整理してございます。

まず、①個人情報保護条例上、遺族等の個人情報として解釈することにより、一定の場合に開示請求を認める自治体の例といたしまして、東京都、北九州市、名古屋市の事例を御紹介しております。このうち、東京都及び北九州市の事例は、恐れ入りますが、次ページの資料3-2を御覧いただきたいと存じます。

それでは、東京都の例でございますが、東京都では、本市と同様に条例においては、個人情報を生存する個人に関する情報と定義しておりまして、平成9年3月に東京都個人情報保護委員会から提出された報告書を踏まえまして、制度運営がなされているところでございます。

まず、1の経緯でございますが、委員会から提出された報告書において、保有個人情報を開示請求できる者についての運用といたしまして、死者に関する情報については、①として、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報、及び②として、社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど、請求者と密接な関係がある情報、この二つを自己を本人とする保有個人情報に含まれるとするなどの基本的な考え方が示されまして、この報告を踏まえまして、東京都では、条例の関係規則等を改正しているところでございます。

続きまして、2の概要でございますが、これは現在、東京都で運用されている死者に関する情報の取り扱いについて、どのような情報を開示請求できるのか。だれが請求できるのか。それを何で、どのようなもので確認をするのかなどをまとめたものでございます。

まず①の請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報といたしまして、ア、イ、ウのこの三つを掲げております。また、②の社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係にある情報といたしまして、エを挙げてございます。

例えば、アの請求者が、死者である被相続人から相続した財産に関する情報は、請求者自身の個人情報であると考えられる情報として、請求の際には不動産の登記事項証明書や遺言書などによって死者の財産が請求者に帰属していることを確認するとともに、被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本などによって、請求者が相続人であることを確認しております。このように、東京都ではアからエまで、四つの死者の情報について、それぞれ確認すべき事項と、確認の際に必要な具体的な文書を示して、死者の情報に関する請求の対応を運用しているところでございます。

次に、裏面の2ページをお願いいたします。

こちらは北九州市の例でございまして、北九州市においても、本市と同様に、条例においては、個人情報を生存する個人に関する情報と定義しておりますが、こちらの基準によりまして、四つの場合に、死者の情報を遺族等の情報として開示請求を認めてございます。なお、基準の具体的内容といたしましては、先ほど御説明しました東京都の例と基本的には同様でございまして、基準の1から3において、括弧内に記載されている部分でございまして、それぞれの権利が確定していない場合も含めている点が東京都と異なっておりまして、東京都に比べますと、開示請求がより認められやすくなってございます。

以上が東京都と北九州市の例でございまして。

続きまして、恐れ入りますが、資料3-1の2ページのほうにお戻りいただければと存じます。

続きまして、名古屋市の例でございまして、名古屋市では、条例においては個人情報を生死を問わずに「個人に関する情報」と定義しております。したがって、死者の情報も個人情報開示請求の対象となります。ただ、このように定義をしていますが、死者本人は開示請求を行うことはできませんので、解釈規定によりまして、一定の場合に、遺族等を本人とする開示請求を認めてございます。

この解釈規定ですが、二つの場合に開示請求を認めておりまして、死者の医療関係情報については、父母、配偶者及び子に開示請求を認めるとともに、死者が未成年者であった者に関する情報については、生前の法定代理人に開示請求を認めてございます。

続きまして、②個人情報保護制度外で、一定の場合に開示申出を認める自治体の例でござい

ございますが、札幌市の例でございますが、札幌市では、取扱要綱により、例えば市立札幌病院などが保有する診療に関する記録や診療報酬明細書などの情報については、当該死者の配偶者、子又は血族である父母は開示の申出ができるというような運用をしております。こちらは、個人情報保護制度とは全く別の制度として、いわば死者の情報についての情報提供制度を構築したものと言えるものでございます。

続きまして、③個人情報保護条例上、死者の個人情報として、一定の場合に開示請求を認める自治体の例でございますが、仙台市と川崎市の事例を挙げてございます。両市とも、条例においては個人情報を「個人に関する情報」と定義しており、死者の情報も個人情報に含まれてございます。

ただ、このように定義したとしても、死者本人は開示請求できないことから、条例の規定により、一定の場合に、本人以外からの開示請求を認めております。そこで条例の規定ですが、仙台市では三つの場合に開示請求を認めておりまして、死者の相続人は相続した財産に関する情報、死亡当時未成年者であった死者の親権者は、当該死者に関する情報、死者の死亡当時の配偶者・子及び父母は、死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報を、それぞれ請求できるとしております。

また、川崎市では死者の保有個人情報について、死者本人の配偶者・子または血族である父母に開示請求権を認めております。

今御説明したように、他都市の例のうち、①と③は、いずれも個人情報保護条例上の開示請求権を一定の者に認める点で共通しておりますが、本人以外からの開示請求を認めるか否かの点で異なっております。すなわち、③の仙台市と川崎市では、あくまで死者を本人とする個人情報について、本人以外の者による開示請求を条例の規定により認めるのに対しまして、①の東京都、北九州市、名古屋市では、死者の情報を遺族本人の個人情報として解釈することにより、開示請求を認めておるところが異なる点でございます。

以上、死者に関する情報の取り扱いについて、本市の現状と課題、政令指定都市及び東京都の状況について御説明をさせていただきました。前々回及び前回の審議会では、これらの内容等を御説明した上で、正式な諮問ではございませんでしたが、委員の皆様にご審議をいただき、御意見などをちょうだいしたところでございます。その中で、いろいろと御意見はございましたけれども、本年2月に開催いたしました前回の審議会におきまして、東京都や北九州市のように、条例は改正せずに、運用基準等で対応する方向で検討すべきであるとの御意見でまとまったところでございます。そこで、事務局において、この審

議会の御意見を踏まえまして運用基準の案を作成し、今回正式に諮問をさせていただいたものでございます。

以上、諮問に至るこれまでの経緯等について御説明をさせていただきました。

それでは、恐れ入りますが、資料3のほうの2ページにお戻りいただければと存じます。こちらが、今回諮問させていただいております「千葉市死者に関する情報の開示請求取扱基準案」でございます。

この取扱基準は、先ほど御説明いたしました、他政令市等の事例のうち、東京都、北九州市及び名古屋市の事例を参考とするとともに、本市のこれまでの事例を踏まえた内容となっております。

まず、1の趣旨でございますが、千葉市個人情報保護条例第14条第1項の規定、この条項は開示請求の手續について定めた条項でございますが、この規定に基づき、血縁者等から死者に関する情報の開示請求がなされた場合に、当該情報が「請求者自身の個人情報であると考えられる情報」または「社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報」と判断するために必要な事項を定めるものでございます。

次に、2の基準でございますが、死者に関する情報については、次に掲げる情報について、それぞれに定める者が自己の個人情報として開示請求をすることができるものとする、と規定しておりまして、御覧のように（1）から裏面の（5）まで五つの情報について、それぞれ請求できる者を定めてございます。このうち、「請求者自身の個人情報であると考えられる情報」といたしましては（1）から裏面の（3）まで三つの情報を定めてございます。

まず、（1）の死者である被相続人から相続した財産に関する情報、相続財産の権利義務の帰属が確定していない場合を含むものでございますが、この情報につきましては、当該相続人が開示請求をすることができるように定めてございます。

例といたしましては、相続した土地について、被相続人である死者が生前、市と取り交わしました「境界現地確認書」などが挙げられます。また、死者の財産が請求者に帰属していることにつきましては、不動産登記事項証明書や遺言書、遺産分割協議書などにより確認をすることとしておりますが、遺産分割協議中である等、相続財産の権利義務の帰属が確定していないとの申し出があった場合には、確認を要しないものとするほか、請求者が相続人であることにつきましては、戸籍謄本などで確認することとしてございます。

次に（２）死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権などに関する情報、損害賠償請求権などの帰属が確定していない場合を含むものでございますが、この情報については、当該相続人が開示請求をすることができると定めてございます。例といたしましては、交通事故や医療事故などにより死亡した場合の損害賠償請求に関するものとして、「救急業務実施報告書」やレセプト、カルテ等が挙げられると存じます。

また、死者が損害賠償請求権などを取得していたことについては、示談書や和解書で、請求者が当該損害賠償請求権を取得したことについては遺言書、遺産分割協議書等により確認をすることとしておりますが、損害賠償請求権等や、その帰属が確定していないとの申し出があった場合は、確認を要しないものといたします。請求者が相続人であることについては戸籍謄本などで確認することとしてございます。

続きまして、裏面、（３）の死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報、当該権利義務が確定していない場合を含むものでございまして、この情報については、当該権利義務を取得した者が開示請求をすることができると定めてございます。

例といたしましては、遺贈によって請求者が取得した土地について、死者が生前に市と取り交わした「境界現地確認書」や交通事故、医療事故などにより死亡した場合に、当該死者の近親者である請求者が取得した慰謝料請求権に関するものとして「救急業務実施報告書」やレセプト、カルテ等が挙げられます。また、請求要件の有無については、示談書、和解書や遺言書等により確認をすることとしておりますが、当該権利義務が確定していないとの申し出があった場合には、確認を要しないものといたします。

以上、三つの情報が「請求者自身の個人情報であると考えられる情報」でございまして、次に、「社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報」といたしましては（４）及び（５）の二つの情報を定めてございます。

まず、（４）死亡した未成年者に関する情報でございまして、この情報については、当該未成年者の生前の法定代理人、すなわち、親権者たる父母や未成年後見人が開示請求をすることができると定めてございます。例といたしましては、未成年である子供の死亡に関しての「学校事故報告書」などが挙げられます。また、請求要件の有無については、戸籍謄本等により確認をすることとしてございます。

次に、死者（成人に限る）のものでございますが、の医療及び介護に関する情報でございまして、この情報については父母、配偶者及び子が開示請求をすることができると定め

でございます。例といたしましては、死亡した父母の生前に作成された「介護保険審査判定結果総合記録票」やレセプト等が挙げられます。また、請求要件の有無については、戸籍謄本により確認をすることとしております。

以上、「千葉市死者に関する情報の開示請求取扱基準【案】」について御説明をさせていただきました。

最後になりますが、この取扱基準の3ページ目から2枚めくっていただきますと、右肩に資料3-3がございます。こちらにつきましては、個人情報保護条例の的確な運用を行うため、各条項の趣旨、解釈及び運用などを記載しました「個人情報保護事務の手引」の15ページ及び16ページを抜粋したものでございまして、委員の皆様方にも冊子としてお手元にお配りしているものでございます。

条例第2条で規定してございます「定義」に関しての解釈などが記載されておりました、こちらの裏面の2ページのほうを御覧いただきますと、個人情報の定義のうち、「生存する個人」に関しての解釈が記載されておりますが、上段が改正前、すなわち、現行の記載内容でございます。中断にある矢印の下の後段が改正後の案でございまして、先ほど御説明いたしました「死者に関する情報の開示請求取扱基準案」について、委員の皆様は御審議いただいた後の審議会からの答申を踏まえまして、事務局で基準を制定した後に、御覧のとおり、網掛けしてある部分を追記させていただいた上で、手引の内容を改正する予定で考えております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(稲垣会長) どうもありがとうございました。

まず、今のお話で御質問がありましたら。時間がないから、まず案の質問に入ったほうがいいですかね。定義の質問をやると時間がなくなってしまうので。案自体を始めにしてもらったほうがいい。

この案はわかりにくいんですが、要するに、いろんな場合が起きてくることを想定してつくっているわけですよね。もしかすると、想定から漏れているものもありますよね、多分。それは、何回か重ねて足していくしかないということがあるんでしょうね、審議会。これでは網羅できない、別の事案が出てきた場合というのも当然出てくるんだと思いますよね。

(多賀谷委員) 漏れている場合には、出せないんじゃないですか。

(稲垣会長) 要するに、この基準自体を変えないといけないから。

(多賀谷委員) 変えなければ出せないでしょうね。

(稲垣会長) そうですね、そういう問題は何年かしたら運用の中に出てくるかもしれないですね。今、大体考えられる部分はもう書いてあるんでしょうけれども。

(高田市政情報室長) こちら、先行市の事例でございます、東京都と北九州市、名古屋市の事例と、あと、本市の現状での過去の経緯等を踏まえたものでございます。

(稲垣会長) 大体、全部入っているということでございますね。

(高田市政情報室長) はい。

(稲垣会長) 東京都の基準は、先に何か権利関係を証明しろというような感じだから、そういうところを除いたということですかね。未確定でもいい。

(高田市政情報室長) これまで、相談があった事例といたしましては、これから例えば裁判をやりたいと。

(稲垣会長) これからやる人に。

(高田市政情報室長) やりたいんだけど、そのためにこういったその死者の情報を開示請求したいという、そういう点の要望がございますので、確定しない場合も含むということで、規定してございます。

(稲垣会長) 今回、東京と比べるとそれが広がっているわけですか。

(高田市政情報室長) はい。

(多賀谷委員) 父親というのは、一番最後の(5)の場合で、亡くなった人が亡くなる前に、自分の情報は子どもには一切見せてくれるなど、捨ててくれと言って、亡くなったらどうしますか。要するに、対立関係みたいなことはあり得るわけですから。その場合には、これが当てはまらないということになっちゃうのかもしれない。

(稲垣会長) これ、本当は例外で、「本人の明確な意思に反する場合には除く」とかそうなるのですかね。生前の。

(多賀谷委員) まあ書かなくても、その場合には、これに当たらないでしょう、運営基準ですから。

(稲垣会長) だから、私たちの案は違うものだったですけど、弁護士をやっている例で言えば、刑事事件なんかそうですね。親に連絡してほしいという人が結構いますね。もう何回も迷惑をかけて、これ以上は恥をかきたくない。親とかのほうへ連絡してほしいという人がいますよね。本人の意向を聞いてから僕は親に連絡したりしているんで

すけれどもね。面会してからでないとしないのですけれども。多賀谷さんがおっしゃったそれに似ているのだと思うんですけどね。医療関係以外では、余り言う人はいないんでしょうね。

明確に拒否している場合ね。あるいは文章なんかを残した場合ですよ、多分ね。お医者さんに絶対、子どもには言わないでとか。

(多賀谷委員) 亡くなった後まで、その条件が有効かどうかというのは、死んじゃったら、もうそんなのは消えちゃうという見解もあり得るでしょうから。

(高田市政情報室長) 事務局ですが、その亡くなった方がそういった遺言書等を残しているという、そういうことに関しまして、例えば事務局側のほうで、いわゆる把握するというのはなかなか難しいのではないかとこのように考えておりますので、開示請求者がそういった申し出をするのは、ちょっと考えにくいのではないかなというふうに思いますので。なかなかその辺の判断がちょっと難しいのではないかとこのように思います。

(稲垣会長) 現実にはね。ですから、お医者さんか何かでそういうことで、本人が明確な反対したから出せないという、こちら、事務局わからないからやりますよね。それで出せないと言った場合にどうするかというのが多賀谷先生のお話ですよ。病院でそういうのを書き残したと。

(多賀谷委員) あるいは家族間で対立があった場合、遺族の間にですね。

(若菜政策法務課長) よろしいですか。多分、二段階の考え方があると思われるんです。まず、ここで考えているのは、請求権を認めるかどうか、請求できるかどうかという部分の判断でございますので、仮に請求を認めるにしろ、実際には、開示する場合にどうするかという判断につながるということも整理できると思われまますので。まずは門前払いをせずに請求は認めて。ただし本人の不利益も、本人の不利益という整理が難しいところですが、それを加味して不開示にするというふうな考え方もあると思えますけれども。

(稲垣会長) 妥当性の問題と的確性の問題は別だからということですね、その辺、研究課題ぐらいいに残してもいいですね、今日そこまで決めなくてもね。

(多賀谷委員) いいです、別にそれ。留保かけなくてもいい。

(稲垣会長) そういうこともあるなということですね。

ほかには何か。どういう場合と、なかなかパッと思いつきにくいと思うんですけども。これ以外にどういう場合があるのか。ただ、こういう方向で具体的なものはっきりさせるとのこと自体はよろしいですかね。

(異議なし)

(稲垣会長) これはいろいろあるけれども、思いつかないということですよ。

(岡村委員) 方向としてはいいと思うんですけども、ただ、これから試行錯誤をしながら、やっぱりいろいろな場面が出てくると思いますので、そこで決めていくようなことになるんじゃないかと思います。

(稲垣会長) 事例が集積してきたら、これをさらに再検討するというので、最初はこれで始めるしかないかということですね。

(岡村委員) そうですね。

(稲垣会長) こんなところで、これは原案どおりでよろしいでしょうかね。

(異議なし)

(稲垣会長) では、答申案を。

(高田市政情報室長) 答申案はございますので、配らせていただきます。

それでは、諮問に対する意見について説明させていただきます。

千葉県個人情報保護条例第2条第1号及び第14条第1項の規定に照らし、慎重に審議した結果、同基準は適正なものと認められる。

以上でございます。

(稲垣会長) 簡単ですけども、長いこと議論してきましたけれども、この案のとおりで、一応進めて行くということで、この案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) じゃあ、この案のとおり答申をさせていただくということで。

(高田市政情報室長) それでは、今、答申いただくということで会長さんからお話ありがとうございましたけれども、内容について御承諾いただいたものと認識してございますので、事務局のほうで、いま一度字句等を精査するとともに、形式を整えた後に、内部の決裁を経た上で施行させていただきたいと存じますので、御了解のほどをよろしくお願い申し上げます。

(稲垣会長) そうですね。では、そういうことでよろしく申し上げます。

報告事項 平成23年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(稲垣会長) 次に、平成23年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況の報告を議題といたします。

事務局からお願いします。

(田中主査) それでは、説明させていただきます。

インデックス4をお開きください。右上に資料4とありますこの資料を使用させていただきますけれども、冊子でお配りしております資料5「千葉市の情報公開・個人情報保護運用状況報告書」、こちらも参照しながら御説明してまいります。

それでは、資料4の1ページ目を御覧ください。こちらは、千葉市公告第416号といたしまして、平成24年7月18日付けで公告したものでございます。この1段落目を御覧いただきますと、情報公開条例第30条及び個人情報保護条例第55条で、両制度の運用状況を公表することとされており、これを市長から公表した旨が書かれてございます。

内容につきましては、大きく三つに分けられます。

1点目が、「情報公開条例の施行の状況」。2点目としまして、「個人情報保護条例の施行の状況」。3点目としまして、「千葉市情報公開・個人情報保護審議会」の、当審議会ですね、の運営状況でございます。以上の3項目について、順次、御説明申し上げます。

まず、1ページの1というところですが、これは「情報公開条例の施行の状況」という見出しがございます。これは(1)から(6)まで六つに分けてまとめております。

まず、(1)は、「開示請求の件数及びその処理状況」でございます。市の保有する公文書の開示を求める制度、これが公文書の開示制度でございますけれども、これが平成23年度においてどのくらいあったのかという表でございます。

2ページ目をお開きください。2ページ目の上のほうに、前のページから続いております表がございます。この表の中の最終の行に合計欄がございます。平成23年度は、年間で、合計338件の公文書開示請求がございました。

恐縮ですが、1ページに戻っていただきまして、実施機関別に内訳を御覧いただきますと、市長部局がほとんどでございます。全体の9割を占めておりまして、その中で最も多いのは、都市局が105件、区役所が合計で58件、保健福祉局が35件といったような状況になっております。具体的な請求内容については、契約書等に関するものや、住居表示台帳に関するもの、などについての開示請求が多くなっております。1ページの表の一番上の欄を御覧いただきますと、338件の開示請求に対しまして、3種類の決定が出されております。この決定というのは、「開示決定」、「部分開示決定」、「不開示決定」の3種類でございます。

2ページにお戻りいただきまして、表の合計欄を御覧いただきますと、3種類の決定の

件数が出ております。3種類の決定の合計は365件であり、その内訳は、請求された文書をすべて開示する開示決定が96件で、全体の26%となります。また、開示対象となる公文書の中に、不開示情報が入っているため、その部分を黒塗りして開示する部分開示決定が211件で、全体の58%となります。そして、すべてが不開示情報に当たるものが18件、また、請求された公文書が存在しないというもの、これが40件ございまして、合計58件が不開示決定でございます。そして、全体の16%という形になってございます。

なお、請求が出た後で請求を取り下げられたもの、これが36件ございまして、これらすべてを合わせまして401件ということとなります。

昨年度ございました338件の開示請求の詳細につきましては、資料5の冊子の25ページから54ページに、すべての案件の「請求内容」や「決定内容」等が記載されておりますので、お持ち帰りいただきまして御覧いただきたいと存じます。

それでは、次に、資料4の2ページの(2)を御覧ください。不服申し立ての件数及び処理状況というところでございます。開示請求に対して、部分開示決定や不開示決定を行ったものにつきましては、不服申し立てがなされる場合がございます。その状況が、ここに書かれております。昨年度は、新たな申し立てはございませんでしたが、それ以前から継続しているものが10件ございました。こうした不服申し立てがなされますと、実施機関としましては再度検討を行った上で、弁護士や、大学教授などで構成される情報公開審査会へ諮問します。その情報公開審査会の運営状況、これが(3)のところでございます。昨年度は、審査会が11回開催されました。

この、今御覧いただきました(2)と(3)の不服申し立ての具体的な内容につきましては、資料5の冊子のほうにございます。恐縮ですが、こちらの59ページを御覧ください。59ページから68ページまで時系列の表で記載されてございます。この中で、平成23年度中に審査会で取り扱いましたものは、67ページをお開きいただきたいと存じますが、67ページの38番と39番、それから、次のページ、68ページの40番、46番、47番というところでございます。

まず、67ページのほうから説明しますと、まず38番ですが、これは家屋課税台帳の一部を紙に出力して開示したところ、電子データで開示してほしいという異議申し立てがあり、この申し立てに対する審査会の判断につきましては、昨年5月31日に原処分を妥当とする答申が出されまして、ことし3月28日に異議申し立てを棄却する決定が出され

ております

次に39番でございますが、こちらは市議会議員からの職員に対する要求についてのアンケートの結果のうち、元議長に関する部分のみ開示をしたところ、その他の議員に関する部分についても開示してほしいという異議申し立てがあり、この申し立てに対する審査会の判断につきましては、ここには記載されておりましたが、ことし6月26日の審査会で原処分妥当とする答申が確定しております、近日中に実施機関に対し答申の手交を行う予定となっております。

次に、68ページをおめくりいただきたいと存じます。40番でございますが、こちらは、保育料などの滞納繰越者の電話番号がわかる個人リストの開示をしてほしいとの請求に対して不開示決定を行ったところ、全部開示を求める異議申し立てがございました。この申し立てに対する審査会の判断につきましては、ここには記載されておませんが、今月7月3日に原処分妥当とする答申が出されております。

次に、46番でございますが、こちらは暴行事件を起こした中学校教師に対する懲戒処分に関する文書について、教師の氏名などを伏せて部分開示したところ、氏名などについては開示してほしいという異議申し立てがあり、昨年12月13日に原処分を妥当とする答申が出され、ことし1月18日に異議申し立てを棄却する決定がなされております。

次に、47番でございますが、こちらは、産業廃棄物管理票などの開示請求に対し不開示決定を行ったところ、全部開示を求める異議申し立てがあったものですが、先月6月27日に異議申し立ての一部取り下げがあり、現在、作業日報及び収支を確認できる資料のみが審査会における審議の対象となっている状況でございます。

それでは、恐縮でございますけれども、また資料4にお戻りいただきたいと存じます。

2ページ目の下から6行目、(4)というところでございます。これは、附属機関の会議の公開に関する状況ということでございます。

まず、附属機関とは、専門家や市民等の意見を行政運営に反映するため、法律や条例に基づいて設けられた、審査や調査、計画策定などを行う、審議会や委員会などの機関のことをいいます。

当審議会も附属機関に該当しますが、アのところを御覧いただくと、会議の原則公開を定めた情報公開条例第25条の対象となる附属機関の数が、全部で179機関とございます。そして、イとしましては、「会議の全部または一部を公開した会議の数」というところで、次のページ1行目に176回とございます。ウでは、会議を原則非公開とする附属

機関が46機関とございます。そして、エでございますが、会議を全部公開することとしている附属機関であっても、会議の議題の性格上、全部非公開とするものがございます。これが19回ございました。これらの詳しい状況につきましては、資料5の冊子の83ページ以降に、平成23年度に開催された附属機関の会議の公開、非公開の状況と題しまして掲載しておりますので、お持ち帰り、御覧いただきたいと存じます。

それでは、次に、3ページの(5)です、資料4の3ページの(5)ですが、指定管理者の文書開示申出の件数及びその処理状況を御覧ください。昨年度は、ロッテマリーンズなど三つの指定管理者に対し5件の開示の申出がございました。この5件につきましては、全部開示決定が1件、部分開示決定が4件という状況でございます。

続きまして、(6)は、出資等法人、いわゆる外郭団体に対する文書開示申出の件数及びその処理状況ですけれども、平成23年度は、みどりの協会など四つの法人に対して16件の申出がございました。この16件につきましては、全部開示決定が15件、不開示決定が2件という状況でございます。

以上が情報公開の関係でございます。

次に、2番目としまして、個人情報保護条例の施行の状況につきまして、御説明申し上げます。

まず、(1)ですけれども、個人情報取扱事務の届出状況でございます。個人情報を取り扱う事務を、開始したり変更したり、また廃止する場合には、一定の事項を市長に届け出るという規定が、個人情報保護条例の中がございます。その届出に関する平成23年度の状況を表にしたものが3ページから4ページにかけて載せてございます。

4ページをお開きいただけますでしょうか。4ページの上のほうに合計欄がございます。新たに開始したものが103件、変更したものが97件、廃止したものが32件で、合計しますと、平成23年度末現在で1,733件の個人情報取扱事務があるということでございます。

続きまして、4ページの(2)を御覧ください。個人情報開示請求の件数及びその処理状況でございます。

昨年度は、全体としまして51件の個人情報の開示請求がございました。内訳としましては、区役所が多く、31件となっております。処理内容については、開示決定が24件、部分開示決定が12件、不存在の不開示決定が16件で、これに取り下げの5件を合わせまして57件ということとなります。昨年度ございました51件の開示請求の詳細につき

ましては、これも資料5の冊子の135ページから138ページに掲載されておりますので、お持ち帰りいただきまして御覧いただけたらと存じます。

続きまして、5ページの(3)、(4)を御覧ください。訂正請求、利用停止請求でございます、これらについては1件もございませんでした。

次に、(5)不服申し立ての件数及びその処理状況でございますが、平成23年度においては、新たな不服申し立てが1件ございましたが、こちらは却下されております。また、平成22年度からの継続案件としまして4件という状況でございます。

ここで、また恐縮でございますけれども、資料5の冊子の141ページをお開きいただきたいと存じます。141ページ、こちら表が載っておりますが、141ページの13番から16番という案件が、去年審議されました継続案件でございます。

14番につきましては、13番を飛ばしまして14番からですがけれども。14番につきましては、小学校の職員、先生が、特定の児童が通っていた病院の医者から聴取した病状などの記録について、その児童の保護者が訂正を求めたものでございます。その児童の保護者というのは、そうした文書、そうした記録が作成された経緯などについても教育長に質問書を出してございまして、13番の諮問は、その児童の保護者が、質問書への回答文などの開示を求めた請求に対し、実施機関が、そうした文書は存在しないとする不開示決定を行ったところ、その決定に対してなされた異議申し立てでございます。14番の申し立てに対する審査会の判断につきましては、昨年11月28日に原処分妥当との答申がuscita、翌月の12月21日に異議申し立てを棄却する決定がなされております。

13番につきましても14番と同日の日付で、原処分を認めざるを得ないとの答申がuscitaされまして、異議申し立てを棄却する決定がなされております。

15番につきましては、中学校教諭の自殺事件に関し行われた関係者の処分の基礎資料の開示請求について不開示決定がなされたところ、出された異議申し立てでございます。

16番につきましては、措置入院の際、2人の医師により作成された診断書について、その患者が行った訂正請求についてなされた不訂正決定に対する異議申し立てでございます。

この15番・16番については、現在、審査会において審議中でございます。

それでは、恐縮ですがけれども、資料4にお戻りいただきまして、5ページ下段のほうの(7)簡易な手続による開示の実施状況を御覧ください。こちらは、あらかじめ定めた個人情報につきまして、口頭により開示請求ができるという仕組みでございます。その状況

を載せてあるのがこちらでございまして、具体的には、市立高校や中学校の入試、市職員の採用試験の結果について、簡易な手続で御覧いただいた実績が表にされております。

その下に参りまして、（８）指定管理者の個人情報の開示申出の件数ということでございますが、女性センターを管理しております千葉市文化振興財団に対しまして、１件の開示申出があり、部分開示を行っているものでございます。

次の（９）出資等法人に関しましては、昨年度はございませんでした。

次に、３番といたしまして、当審議会の運営状況でございますが、昨年度は、今年２月８日に開催いたしまして、宗教法人の墓地等経営の許可事務に関し、壇信徒の情報を収集した旨の報告が、条例第７条第４項に基づき行われました。その報告に対しましては、壇信徒の情報を収集したことについて、事務の性質上必要不可欠であったと認められるとの意見が当審議会から出されているところでございます。

最後に、個人情報の漏えい等の事案につきまして、資料５の冊子の方で御報告させていただきます。

１２１ページをお開きください。１２１ページ、上から１１行目、（４）個人情報の漏えい、滅失、棄損等の事案の状況というところでございます。

まず表の２３ですが、平成２３年度におきましては、残念ながらこういった案件が７件ございました。この７件がどういったものであったかというのが、表の２４に出ております。誤送信・誤送付が２件、紛失が１件、盗難が３件、その他が１件という状況でございます。これらにつきましては、表２６のところでございますが、本人等への情報提供や事案の公表がされ、再発防止策も講じられているところでございます。

大変駆け足でございましたが、以上で２３年度の運営状況の報告を終わらせていただきたいと思います。

（稲垣会長） どうも御苦労さまでした。

時間もなくて、忙しくて申しわけないのですけれども、御質問があれば。

具体的に漏えいというのは、今、お聞きしてちょっとわからなかったのですけれども。漏えいの問題。

（田中主査） 具体的に申し上げますと、市民局でボランティアカフェというメールマガジンの配信をする事務を行っておりますが、その事務の委託業者が、メール発信する際にブラインド・カーボン・コピーという機能を使わずに送ってしまったため、受信者の全員のメールアドレスだ他の受信者にわかる状況になってしまったというもの。

それから、スポーツ施設の管理をしている指定管理者の従業員が、その予約システムの管理者専用サイトにログインできる業務用パソコンを、持ち帰ったところ、出勤途中にそのパソコンごと盗まれてしまったというもの。

それから、指定管理者が管理する公園の施設において盗難事件が発生し、「有料公園施設使用許可申請書」などが現金と一緒に盗難に遭ったというものなどでございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。何かありますか。

(岡村委員) いろいろリスクはあると思うんですが、そういった事故が起こるといふことは。それは、やっぱりリスクに対して、どういう対策を打つかというのをしっかり考えていかないと、やっぱり毎回毎回繰り返すことになっていきますので。やっぱりその対策を、そういう危険を回避するのにですね、いろんな方法があるかと思っておりますので、それをしっかりやっていただければと思います。

(稲垣会長) 故意のそういうのはなかったけれども、ミスが中心ということですかね、今のお話ですと。

(田中主査) はい。

(稲垣会長) ですから、ミスがあるから、ミスはあるものだという前提で、想定外にしないようにしないといけないということですかね。

はい、ほかに、特にございませんか。

では、この件はこれでよろしいでしょうかね。

(なし)

(6) その他

(稲垣会長) これで議事としては全部終わりました。ほかに何かありますか。

(高田市政情報室長) 本日の会議の議事録の確定方法でございますけれども、後日、事務局で議事録案を作成させていただきまして、それを委員の皆様へお送りいたしまして、御意見等を頂戴したいと存じます。そして、いただいた御意見をもとに、修正案のほうを作成いたしますけれども、その確定につきましては、会長さんのほうに御一任していただければと存じますが、いかがでしょうか。

(稲垣会長) よろしいですか。

(異議なし)

(稲垣会長) この議事録署名人とか、そういうのはいないのですか。いるところもあ

りますので、だれが署名しますとか。

(高田市政情報室長) 必要ございません。

(稲垣会長) では、一任していただいて、よろしく申し上げます。

それでは、これで終わりによろしいですかね。

本日の第11回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(平賀総務局長) どうも、本日は長時間にわたりまして慎重な御審議をありがとうございました。5期目となります、新しい委員さんによります審議会でございまして、稲垣会長さんを初め皆様方の御議論のもと、慎重な、また綿密な審議をいただきまして、大変ありがたく思っております。何とぞ今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

——了——